

都道府県労働局長 殿

大臣官房地方課長
(公印省略)

被災地を管内に抱える労働局への人的応援体制の構築について

東北地方太平洋沖地震によって、東北地方太平洋沿岸部は甚大な被害を被ったところであるが、この地域を管内に有する岩手、宮城及び福島各労働局においては、今後、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用調整助成金をはじめとする助成金審査業務、労災保険給付業務、未払賃金立替払事業の認定・確認業務、災害復旧工事等に対する安全衛生指導・監督指導等の業務が急増することが見込まれる。については、これらの業務を迅速かつ適切に処理するため、下記のとおり、全国規模での応援体制を構築することとするので協力願いたい。

記

1 応援体制の概要

(1) 基本的な考え方

岩手、宮城及び福島各労働局(以下「受入れ局」という。)においては、太平洋沿岸部の被害の甚大な地域を管轄する労働基準監督署及び公共職業安定所における体制を確保するため、局内の職員を派遣して独自の応援体制を構築すること。

この結果、体制が脆弱となる部署が生じることから、全国規模の応援体制を構築し、他局からの応援職員を当該部署に派遣することを原則とする。

(2) 応援期間

被災地域における交通機関及び宿泊施設の復旧状況等を踏まえ、次の期間に分けて応援体制を構築する。

① 第一期(4月4日～4月17日)

主として受入れ局に隣接する労働局(以下「近隣局」という。)による応援

② 第二期(4月17日～当分の間)

全国規模の応援

③ その他(3月28日～当分の間)

電離放射線業務に従事した経験を有する職員による応援

(3) 応援職員の派遣期間

原則として1回の派遣期間は1週間とする。ただし、電離放射線関連業務に従事し

た経験を有する職員の派遣期間は1か月とする。

(4) 派遣回数

特定の職員に過度な負担が集中しないよう配慮するものとする。

(5) 系統別の応援体制

応援職員については、受入れ局が要望する業務の経験を有する者であることが望ましいため、労働基準行政系統、職業安定行政系統別に従事する業務内容を区分して、応援体制を組むこととする。

(6) 期間別、系統別の応援体制の概要

応援体制については次のとおりとする。ただし、応援人数については、受入れ局の業務の状況を勘案して臨機応変に増減する。

① 第一期

ア 労働基準行政系統

4月4日～10日の間については、宮城局に6名を近隣局から派遣する。

また、4月11日～17日の間については、岩手局、宮城局に各10名、福島局に2名を主として近隣局から派遣する。

イ 職業安定行政系統

受入れ局に対して、4月4日～10日までの間、本省から各5人(3局×5人=15人)の職員を派遣する。また、4月10日～17日までの間、主として近隣局から各15人(3局×15人=45人)の応援職員を派遣する。

② 第二期

ア 労働基準行政系統

受入れ労働局に対して、全国から各局10名程度(福島局にあつては助成金支援センター(仮称)設置後とする。)の応援職員を派遣する。なお、応援人数については、受入れ局の業務状況を勘案して臨機応変に対応する。

イ 職業安定行政系統

受入れ労働局に対して、全国から各局20人の応援職員を派遣する。

③ その他

福島局に対し、電離放射線関連業務に従事した経験を有する職員2名を派遣する。

2 応援職員の調整の手順

(1) 第一期における応援について

① 労働基準行政系統

受入れ局、近隣局及び本省労働基準局総務課予算係において別途調整する。

② 職業安定行政系統

受入れ局、近隣局及び本省地方課管理係において別途調整する。

(2) 第二期における応援について

① 受入れ局においては、応援体制の総合調整等を行うために厚生労働省現地対策本

部(岩手、宮城及び福島)に派遣されている広域労働企画調整官(別添1参照)と協議の上、応援を必要とする官署(以下「応援先官署」という。)、業務内容、業務ごとの必要人数等所定の事項を、別紙「応援職員所要人数調べ」に記載し、系統別に、労働基準局総務課予算係、職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室管理係経由で地方課管理係に提出すること(原則として、応援要請期間開始日の2週間前までに提出すること)。

なお、応援要請期間とは、受入れ局が管内の業務の状況から必要人数を見通すことのできる期間であり、おおむね2週間とする。

- ② 労働基準局総務課予算係及び職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室管理係においては、応援を必要とする業務内容、業務ごとの必要人数等について確認すること。
- ③ 地方課においては、平成23年3月22日付け労働基準局総務課長補佐事務連絡「東北地方太平洋沖地震による被災地域である岩手・宮城・福島の各労働局への応援体制の確保について」及び平成23年3月22日付け職業安定局総務課長事務連絡「東北関東大震災被災局への応援について」によって把握した労働局別の応援可能人数を踏まえて、応援職員送出し局(以下「送出し局」という。)に対し、応援先官署、業務内容、応援人数を打診し、所要の調整を行うこと。その後、受入れ局に対し、送出し局、応援人数等を連絡すること。
- ④ 受入れ局と送出し局において協議の上、応援職員ごとの応援先官署、応援業務を決定すること。
- ⑤ 上記④の確定後、受入れ局においては、送出し局に対して「交通手段」、「集合日時」、「集合場所」及び「宿泊先」を連絡すること。

3 週休日及び休日に出勤させた場合の扱い

週休日及び休日に出勤させた場合には、職員の健康確保の観点等から代休日を指定すること等により、適切に対応すること。

4 旅費

旅費については、別途示達する。

5 その他

- (1) 派遣期間の初日と末日は、異動に要する時間を含むものとする。
- (2) 受入れ局の実情に応じて、派遣期間を2日間程度ずらしたローテーションとすることもあること(別紙参照)。
- (3) 受入れ局においては、応援職員が応援を行う初日から円滑な業務ができるよう、派遣期間の初日に、応援先官署の管内概要、庁舎設備、担当する業務等について、オリエンテーションを行うこと。
- (4) 受入れ局においては送り出し局に対し、応援職員が現地において生活する上で参考

となる「電気・ガス・水道の復旧状況」、「食料事情」、「コンビニエンスストア等の営業状況」、「気候」、「服装」、「持ち物」等の情報を事前に提供すること。

